

平成25年労第313号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に入社し、通信機器の周辺アクセサリーの商品管理・出荷業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月から心臓疾患により入院・通院加療をし、平成〇年〇月〇日に会社を退職していたが、同年〇月〇日、「急性心不全」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病については、死体検案書によれば、直接死因は「急性心不全」と検案されており、B医師は意見書において「うっ血性心不全、虚血性心疾患、僧帽弁閉鎖不全」と判断している。C医師は意見書において「発症年月日：平成〇年〇月〇日、既往歴等より推定するに冠動脈硬化症による急性心不全（心停止）」と判断しており、D医師は意見書において「発症年月日：平成〇年〇月〇日、死因は心停止（心臓突然死を含む。）」と判断していることから、当審査会においても、被災者に発症した疾病は、「心停止（心臓突然死を含む。）」（以下「本件疾病」という。）に該当し、発症日は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) 被災者の本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙のとおりであり、これを引用する。）の対象疾病であることから、以下、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無について検討する。

(3) そこで、上記認定基準に照らして、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事

被災者は、発症直前である平成〇年〇月〇日から前日は不就労であり、請求人は「被災者は、平成〇年〇月〇日、なかなか起きてこないため部屋へ様子を見に行ったところ、ベッドで亡くなっていました。前日の〇日は昼間は家で自分の部屋でのんびりしていました。夜、会社の方達との食事会があるということで、午後〇時〇頃家を出て駅まで送りました。帰りはパートの方

とタクシーで〇時過ぎに帰宅しました。」と述べていることから、被災者が本件疾病の発症直前から前日までの間において発症原因となり得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 短期間の過重業務について

被災者の発症前1週間の勤務時間をみると、平成〇年〇月〇日に退職しており無職であることから、発症前おおむね1週間は就労していないため、短期間の過重業務は認められない。

ウ 長期間の過重業務について

発症前おおむね6か月の被災者の労働時間については一切の記録が残っておらず、原処分庁は、請求人、上司、同僚からの聴取を基に労働時間を推計している。

労働者の労働時間に関する記録が一切残っていないことについては、労働基準行政の観点からしても遺憾な事態であるが、このような場合、請求人、上司、同僚からの聴取を参考にして、被災者の労働時間を推認することについては、一定の合理性があるものと判断する。

一方、請求人らは、労働時間集計表（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）を提出しているが、算出根拠が不明であるうえ、発症前おおむね6か月より2年近く前の期間であり、認定基準における長期間の過重業務について評価する期間は、発症前おおむね6か月間をいうことから、これを採用することはできない。

長時間労働による疲労の蓄積については、原処分庁の労働時間の算定によれば、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は0時間であり、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月目の53時間20分が最長であり、業務と発症との関連性が強いと評価できるおおむね80時間には至っていない。また、この間、退職前において休日は定期的を取得されており、退職後においては就労の事実がないことから、疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務があったとは認められない。

エ 請求人らは、被災者は、帰宅後にパソコンでの仕事や、パート従業員からの電話相談を行っていたと主張するが、自宅での作業時間を証明する客観的証拠はなく、仮に自宅で作業や電話応対を行っていたとしても、これを職場

における緊張状態と同列に捉えることはできず、負荷要因として評価することはできない。

また、請求人らは、コンテナトラックの入荷に伴う負荷や社長のパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を主張するが、コンテナトラックでの入荷作業についてEは「コンテナ車での入荷の場合は運転手が1人いるだけで運転手は荷降ろししないため、営業の者も集めて降ろさせていた。被災者は在籍中2回も入院しており、みんなもそれを知っていたので被災者の体を気づかっていた。被災者にハードな事を課したことはない。」と述べ、Fは「月に2～3回位、大体、朝8時位が多かった。被災者と私がやっていた。」と述べ、Gは「月に2回あるかないかの頻度で、Hから入荷した商品がコンテナトラックで入荷される。いつも朝8時頃にトラックが到着する。150カートン位のパレットを降ろすが、フォークリフトを使うため、そんなには積み降ろし作業がきついとは感じない。」と述べており、少人数での重量物の持ち運びであるため多少の身体的負荷はかかるものの、被災者への気遣いがみられ、月2～3回程度のものであり、長時間に及ぶものでもないことから、特に過重な負荷がかかったものとは認められない。

社長のパワハラについては、当審査会において審査資料を精査したが、社長からパワハラを受けたと証言する者はいるが、いずれも社長の被災者に対するパワハラを明らかにするものではなく、社長のパワハラ行為を客観的に証明する証拠は確認されない。

オ 請求人らは、被災者の死亡には業務との相当因果関係が認められると主張するので、専門医の医証を検討すると次のとおりである。

C医師は意見書において「本件では、剖検が実施されておらず、死亡の詳細は必ずしも明確ではないが、既往歴等より推定するに冠動脈硬化症による急性心不全（心停止）と考えるのが妥当と思われる。本件での急性心不全発症と就労との因果関係を考えるに、就労状況に相当過重が存在したとは考えがたく、冠動脈硬化症の自然歴と判断するのが妥当と思われる。」と述べ、D医師は意見書において「平成〇年〇月〇日に循環器科を受診し、心エコー検査の結果、僧帽弁狭窄兼閉鎖不全と診断され、カテーテル検査を勧められ、同年〇月〇日に冠動脈造影を行ったところ、重症3枝冠動脈疾患を伴った僧帽弁狭窄兼閉鎖不全と診断された。その時点で喫煙歴、高脂血症のあること

が判明しており、心エコーの所見からリウマチ性僧帽弁疾患であり、冠動脈硬化については本人の危険因子を考慮すると自然経過として進展したものと判断できる。すなわち過重労働によって発症した心疾患ではなく、リウマチによる弁膜症と動脈硬化による冠動脈疾患が併存していたのである。その後冠動脈左前下行枝と右冠動脈に冠動脈インターベンションを行い、当該部位にステントを留置している。その後も定期的な検査は受け、内服薬治療を継続していた。平成〇年〇月〇日に退社し、自宅で過ごしていたが、同年〇月〇日に居酒屋で飲酒し、帰宅して寝ていたところ、翌〇日に起きてこないので家人が様子を見に行ったところ、布団の中で死亡していた。これまでの状況を考慮すると、この死因は心停止（心臓突然死を含む。）であり、死亡の原因に関しては、動脈硬化ならびに心疾患の病態が自然経過で進展したものと判断するのが妥当である。」と述べており、両医師の所見は医学的経験則に照らしたものであり、妥当なものと判断する。

(4) 以上を総合すると、本件疾病は、発症要因となり得る基礎疾患をその自然経過を超えて急激に著しく増悪せしめるに足る業務に関連する異常な出来事に遭遇したことや、日常業務に比較して、特に過重な業務に就労したことによる著しい身体的・精神的負荷の事実があったとは認められない。被災者は、動脈硬化及び心疾患の病態が自然経過で進展したために、本件疾病を発症するに至ったものと認めるのが相当と判断されるため、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡と業務との相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。